

第13回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年2月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 5階
オリオン

(開催場所が前回と異なりますので、
末尾「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください)

目 次	
招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役5名選任の件	8
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	12
(添付書類)	
事業報告	14
計算書類	27
監査報告	31

証券コード 3266
2022年2月10日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地
株式会社ファンドクリエーショングループ
代表取締役社長 田 島 克 洋

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない中、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面（郵送）による議決権行使をお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙にて各議案に対する賛否をご表示いただき、2022年2月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル5階 オリオン
(開催場所が前回と異なりますので、末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

3. 目的事項

報告事項

1. 第13期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役5名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対応について

株主様の安全確保および感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り書面（郵送）での議決権行使をお願い申し上げます。また、本株主総会の開催及び運営に関して、以下の対応をとらせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

- ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調にご不安のある方におかれましては、特に株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願ひ申し上げます。
- ご出席される株主様は、マスクを持参・着用いただきますようご協力をお願ひいたします。マスク着用にご協力いただけない株主様には、ご退場いただく場合もございます。
- 会場入口等に設置するアルコール消毒液で手指の消毒をお願い申し上げます。
- お席の間隔を広く開けてご用意いたしますため、十分な座席数を確保できない可能性があります。そのため、ご用意した席を超える株主様がお見えの場合、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 発熱や咳などの症状がある株主様及び体調不良と見受けられる株主様には、ご退出をお願いする場合がございます。また、運営スタッフが体温を測定させていただくことがございます。
- 感染防止のため、本株主総会の出席役員及び運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で応対させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大状況や政府の発表内容等により、上記対応を変更する場合がございます。変更が生じた場合、当社ウェブサイト (<https://www.fc-group.co.jp>) にご案内を掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願ひ申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には掲載しておりません。

1. 事業報告の「新株予約権等の状況」
2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
3. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
4. 連結計算書類の「連結注記表」
5. 計算書類の「株主資本等変動計算書」
6. 計算書類の「個別注記表」

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部です。

◎本招集ご通知発送後、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、同じく下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.fc-group.co.jp/ir/library6.html>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績や今後の業績見通し、内部留保、今後の事業展開等を総合的に勘案した結果、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は37,636,870円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年2月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社及び当社子会社の今後の事業展開、事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条について事業目的の記載内容の一部変更を行うものであります。
- ② 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンライン株主総会）が認められたことから、当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンライン株主総会の開催を可能とするため、現行定款第11条を変更するものであります。

遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することが困難な多くの株主様の出席を可能とし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（現行定款第17条）は、電子提供においては不要となるため、これを削除するものであります。
 - (2) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (3) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるためのものであります。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 1. ~26. (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) <u>27.</u> 前各号に付帯、関連する一切の業務 2 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。 (招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。 (新 設)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ~26. (現行どおり) <u>27.</u> 総合リース業並びにその用品の保守管理及びその業務に関する仲介並びにコンサルティング <u>28.</u> ホテル、旅館及びその他宿泊所の経営 <u>29.</u> ホテル、旅館及びその他宿泊所の経営及び運営管理に関するコンサルティング業務並びに運営に関する業務の受託 <u>30.</u> (現行どおり) 2 (現行どおり) (招集) 第11条 (現行どおり) <u>2</u> 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の充実及び強化を図るため1名増員し、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	当事業年度の取締役会出席状況	取締役在任年数
1	たしま かつひろ 田島 克洋	再任	代表取締役社長	100% (16回／16回)	13年
2	さかもと こうじ 阪本 浩司	再任	取締役 経営企画部長	100% (16回／16回)	5年
3	うつみ よしかず 内海 嘉一	新任	経営企画部 ディレクター	—	—
4	さとう たかお 佐藤 貴夫	再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回／16回)	9年
5	つじ としき 辻 敏樹	再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回／16回)	6年

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定める独立役員

※新任取締役候補者の内海嘉一氏は、当社の中核子会社である㈱ファンドクリエーションの執行役員 不動産投資グループ長を兼務しております。

候補者
番号

1

再任

田 島 克 洋

● 生年月日

1964年9月7日生

● 取締役会への出席状況

100% (16回／16回)

● 所有する当社の株式数

14,052,400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988年4月 大和証券(株) 入社
2000年2月 プリヴェチューリッヒ証券(株) 取締役
(株)ジョイント・コーポレーション 資産証券部長
2002年3月 (株)ジョイント・アセットマネジメント 代表取締役社長
2002年3月 ジョイント証券(株) 代表取締役社長
2002年12月 (株)ファンドクリエーション設立 代表取締役社長（現任）
2005年11月 FCパートナーズ(株) 取締役
2006年11月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事（現任）
2009年1月 ファンドクリエーション・アール・エム(株) 代表取締役社長
2009年5月 当社設立 代表取締役社長（現任）
2011年12月 德石忠源（上海）投資管理有限公司 副董事長（現任）
2013年10月 (株)リンクオリエンツ・インベストメント
代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

田島克洋氏は、創業時より当社及び当社グループ子会社の代表取締役を歴任するなど経営の中核を担うとともに、当社グループの事業に精通しており、また経営全般に対する深い知見を有していることから、当社の取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

再任

阪 本 浩 司

● 生年月日

1960年2月24日生

● 取締役会への出席状況

100% (16回／16回)

● 所有する当社の株式数

60,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 兼松江商(株) 入社
2002年4月 サイトデザイン(株) 経営管理本部長
2002年6月 同社 取締役経営管理本部長
2003年12月 (株)SDホールディングス（現：(株)フォーシーズホールディングス）
取締役管理本部長
2005年7月 (株)ファンドクリエーション 執行役員 投資管理部長
2008年7月 ファンドクリエーション・アール・エム(株) 取締役
2015年3月 FCパートナーズ(株) 取締役
2017年1月 当社 経営企画部長
(株)ファンドクリエーション 執行役員経営企画グループ長
2017年2月 当社 取締役経営企画部長（現任）
(株)ファンドクリエーション 取締役経営企画グループ長（現任）
上海創喜投資諮詢有限公司 董事
2021年8月 上海創喜投資諮詢有限公司 董事長（現任）

取締役候補者とした理由

阪本浩司氏は、当社グループの事業に精通しているとともに、経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督において適切な役割を果たしていることから、当社の取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** 新任
 うつみよしがず
内海嘉一

● 生年月日
 1980年8月13日生

● 取締役会への出席状況

—

● 所有する当社の株式数
 80,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2007年4月 (株)ファンドクリエーション 入社
 2015年10月 同社 不動産投資グループ グループ長（現任）
 2016年7月 ファンドクリエーション・アール・エム(株) 不動産ファイナンス部
 部長
 2016年7月 当社 経営企画部 ディレクター（現任）
 2017年1月 ファンドクリエーション・アール・エム(株) 投資管理部部長
 2017年2月 (株)ファンドクリエーション 執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

内海嘉一氏は、大学卒業後に新卒として当社グループに入社し、当社グループの様々な部門・部署を経験したことから当社グループの業務に精通しております。また、現在はインベストメントバンク部門の責任者として当社グループの業績に貢献しております、今後その役割をさらに期待することから新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** 再任 社外 独立
 さとうたかお
佐藤貴夫

● 生年月日

1963年8月5日生

● 取締役会への出席状況

100%（16回／16回）

● 所有する当社の株式数

9,100株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1995年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
 2001年4月 佐藤貴夫法律事務所 開設
 2005年9月 (株)ファンドクリエーション 社外監査役
 2006年5月 (株)東横イン 社外取締役
 2008年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
 2008年6月 (株)トランスジェニック 社外監査役（現任）
 2009年5月 当社 社外監査役
 2011年10月 霞が関法律会計事務所 弁護士
 2013年2月 当社 社外取締役（現任）
 2013年2月 (株)ファンドクリエーション 取締役（現任）
 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 弁護士（現任）
 2016年3月 (株)ACD 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐藤貴夫氏は、弁護士として法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と高い見識を有しており、独立した客観的立場から当社のコンプライアンス経営の推進に寄与していただいていることから、今後も同氏の知見を当社グループの経営監督に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としており、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

辻 敏樹

● 生年月日

1950年9月22日生

● 取締役会への出席状況

100% (16回／16回)

● 所有する当社の株式数

10,100株

1975年4月	大和証券㈱ (現：(株)大和証券グループ本社)	入社
1996年5月	同社 大分支店 支店長	
1998年5月	同社 高松支店 支店長	
2000年2月	同社 福岡支店 支店長	
2003年2月	同社 コンプライアンス部	
2004年5月	(株)大和証券グループ本社 経営企画部	
2005年2月	東短ホールディングス㈱ 監査役	
2005年2月	東京短資㈱ 監査役	
2005年4月	大和証券投資信託委託㈱ 監査役	
2006年6月	日の出証券㈱ 監査役	
2013年2月	当社 社外監査役	
2016年2月	当社 社外取締役 (現任) (株)ファンドクリエーション 取締役(現任)	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

辻敏樹氏は、その経歴を通じて培われた金融証券業界に関する幅広い見識を有されており、当社グループが属する業界全体の動向も踏まえた客観的かつ独立的な視点での意見をいただいていることから、今後も同氏の知見を当社グループの経営監督に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としており、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者田島克洋氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 3. 佐藤貴夫氏、辻敏樹氏は、社外取締役候補者であり、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。本議案が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 4. 社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、佐藤貴夫氏が9年、辻敏樹氏が6年となります。
 5. 佐藤貴夫氏は社外取締役就任の前に、当社社外監査役として3年9ヶ月の在任期間があります。
 6. 辻敏樹氏は社外取締役就任の前に、当社社外監査役として3年の在任期間があります。
 7. 佐藤貴夫氏、辻敏樹氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
 8. 佐藤貴夫氏、辻敏樹氏は、当社又は当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていることもあります。また、両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 9. 佐藤貴夫氏、辻敏樹氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は継続して両氏と当該契約を締結する予定であります。
 10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用、初期対応費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年2月25日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された石垣敦朗氏の選任の効力は本総会の開始される時までとされております。そのため、法令で定められた監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

いし がき あつ ろう
石 垣 敦 朗

略歴（重要な兼職の状況）

1987年10月	中央新光監査法人 入所
1991年3月	公認会計士登録
1995年7月	石垣公認会計士事務所 開業
1999年3月	税理士登録

● 生年月日

1963年4月29日生

● 所有する当社の株式数

一 株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 石垣敦朗氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 石垣敦朗氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は過去に直接的には会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士並びに税理士として専門知識を有し、客観的な立場から当社の経営を監査されることを期待することによるものであります。
 4. 石垣敦朗氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
 5. 石垣敦朗氏は、当社又は当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていることもあります。
 6. 石垣敦朗氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 7. 石垣敦朗氏が社外監査役に就任する場合には、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
 8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告の24頁に記載のとおりであります。石垣敦朗氏が社外監査役に就任する場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は更新時においても、同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考)

取締役及び監査役スキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏名	当社における地位・役職	当社が特に期待する分野についてのスキル（◎主スキル、○副スキル）						
		企業経営 経営戦略	事業に 関する知見	業界に 関する知見	財務会計	法務 リスク管理	内部統制 ガバナンス	ESG
田島 克洋	代表取締役 社長	◎	○	○			○	○
阪本 浩司	取締役 経営企画部長	○	○	○	○		○	
内海 嘉一	取締役	○	○	○				
佐藤 貴夫	社外取締役		○			○	○	○
辻 敏樹	社外取締役	◎		○				○
立石 則章	常勤監査役	○	○	○	○		○	
神谷 有子	社外監査役				○			○
松村 真理子	社外監査役					○	○	

※本表は各取締役・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

※常勤監査役の立石則章氏、社外監査役の神谷有子氏、松村真理子氏は、いずれも2021年2月25日に開催された第12回定時株主総会において選任されております。

(添付書類)

事業報告

(2020年12月1日から)
(2021年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年12月1日～2021年11月30日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの地域で緊急事態宣言等が長期に亘り発出されるなど、依然として厳しい状況が続き、経済活動や個人消費に大きな影響を与えております。足元では国内における新型コロナワクチンの接種率が急速に向上し、今後はその効果への期待があるものの、変異株の流行など未だ事態収束の見通しは立たず、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業が属する不動産業界では、低金利下での良好な資金調達環境を背景に、国内外の投資家の物件取得意欲は引き続き高い状況にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響によるワークスタイルや消費行動の変化等についての見極めも含めて、今後の新規物件の取得にあたっては、取得価格と収益性のバランスを慎重に検討することが必要となっております。また、太陽光発電業界においては、長期間にわたって安定して高い利回りが期待できる点、残価リスクがほぼない点から、現在の良好な資金調達環境を背景とした利回り商品としての需要拡大に加え、政府のグリーン成長戦略の推進による後押しあり、市場の拡大が期待されております。

こうした状況の下、アセットマネジメント事業では、引き続きファンド運用資産残高、不動産等受託資産残高の増加に向けて、投資家ニーズに適合した魅力的な商品開発に努めております。当連結会計年度におきましては、住宅宿泊・マンスリーマンション事業に関連した事業型ファンドである「FC事業ファンド1号」の募集・販売を行い、2021年3月に完売しております。

また、インベストメントバンク事業では、国内不動産において自社開発いたしました東京都板橋区の住宅系物件の販売が完了したほか、神奈川県横浜市においてバリューアップ施策を講じたオフィス系物件の販売が完了いたしました。海外不動産についても、米国ワシントン州のバリューアップ物件の販売が完了したほか、米国カリフォルニア州において新たな物件を取得するなど、引き続き物件のソーシングにも努めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は売上高2,195百万円(前期比43.1%増)、営業利益216百万円(前期比202.6%増)、経常利益201百万円(前期比560.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益152百万円(前期比496.1%増)となりました。

<アセットマネジメント事業>

当連結会計年度末において、当社グループが運用するファンド運用資産残高は196億円(一部円換算US\$1.00=113.77円)、当社グループがアセットマネジメント業務を受託している不動産ファンド及び太陽光発電ファンド等の受託資産残高は173億円となりました。

不動産ファンドにつきましては、アセットマネジメントフィー及びファンド管理報酬等を計上いたしました。証券ファンドにつきましては、外国投資信託の管理報酬を計上いたしました。また、太陽光発電ファンド事業につきましても、アセットマネジメントフィー等を計上いたしました。

この結果、アセットマネジメント事業は、売上高729百万円（前期比82.3%増）、営業利益344百万円（前期比76.9%増）となりました。

<インベストメントバンク事業>

不動産投資等部門では、国内外の販売用不動産の売却や、保有不動産からの賃料収入、その他販売手数料等により1,433百万円を計上いたしました。証券投資等部門では、金融商品仲介業務の報酬等により32百万円を計上いたしました。

この結果、インベストメントバンク事業は、売上高1,465百万円（前期比29.3%増）、営業利益138百万円（前期比7.0%増）となりました。

事 業 区 分	売 上 高	営業利益
アセットマネジメント事業	729百万円	344百万円
インベストメントバンク事業	1,465百万円	138百万円
計	2,195百万円	483百万円

(注) 営業利益は、セグメント数値を記載しております。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に運転資金340百万円を金融機関より調達いたしました。また、250百万円の短期社債を発行いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

- ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第10期 (2018年11月期)	第11期 (2019年11月期)	第12期 (2020年11月期)	第13期 (当連結会計年度) (2021年11月期)
売上高(百万円)	1,161	1,588	1,533	2,195
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△48	82	25	152
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△1.29	2.21	0.68	4.06
総資産(百万円)	3,139	4,017	3,747	3,276
純資産(百万円)	2,318	2,449	2,365	2,497
1株当たり純資産額(円)	61.83	65.21	62.73	66.25

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第10期 (2018年11月期)	第11期 (2019年11月期)	第12期 (2020年11月期)	第13期 (当事業年度) (2021年11月期)
営業収益(百万円)	165	229	379	168
当期純利益(百万円)	21	108	242	45
1株当たり当期純利益(円)	0.57	2.89	6.46	1.22
総資産(百万円)	2,383	2,505	2,391	2,698
純資産(百万円)	1,887	2,045	2,176	2,185
1株当たり純資産額(円)	50.33	54.40	57.74	57.96

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

③ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株) ファンドクリエーション	100	100	不動産投資、太陽光発電設備投資、証券投資、ファンドの運営管理
ファンドクリエーション・アール・エム(株)	250	100	不動産投資運用業
F C Investment Ltd.	50	100	ファンドの運営管理

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む9社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
(株)ファンドクリエーション	東京都千代田区麹町一丁目4番地	1,486	2,698

(4) 対処すべき課題

① ファンド運用資産残高等の拡大と新規事業による収益基盤の構築

当社グループは、アセットマネジメント業務における様々な経験・実績を活かして、不動産等受託資産残高の拡大と新規ファンドの受託により安定収益を積み上げ、アセットマネジメント事業の収益基盤の拡充に取り組んでまいります。また、太陽光発電ファンド事業においては、引き続き優良案件の開発・発掘を行っていくほか、新たな投資アセットを対象としたファンドの開発・組成を行うことにより、より強固な収益基盤の構築を行ってまいります。

② 事業基盤の拡充

当社グループは、既存事業を拡大するとともに、新たな市場の開拓に向けて事業ポートフォリオを充実させ、事業基盤をより強固なものへと拡充していくことに取り組んでおります。既存事業による安定的な収益を確保しつつ、シナジー効果やリスク分散効果を狙いながら複数の新規事業に積極的に投資することやM&A等を実施することにより、事業基盤の拡充に努めてまいります。

③ 金融機関との関係強化について

当社グループは、これまで取引金融機関とは良好な関係を構築してまいりました。今後も、不動産投資や太陽光発電の設備開発、新たな事業展開等を積極的に進めていく上で、さらなる資金需要の増加が見込まれるため、機敏な資金調達が行えるように取引金融機関の新規開拓に加え、取引金融機関とより強固な関係を築いていく方針であります。

④ 販売・顧客紹介提携先との関係強化について

当社グループは、これまで証券会社や金融機関、税理士法人グループと良好な関係を構築し、営業力の強化を図ってまいりました。今後は、提携先とのさらなる関係の強化を促進し、富裕層や好業績の企業等をターゲットとした販売ルートの開拓、販売力の強化を進めていく方針であります。

⑤ 人材の確保・育成について

当社グループは、2021年11月30日現在、役職員40名（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、派遣社員含む。社外取締役及び社外監査役を含む）と少人数である一方で、各人が営む業務は、いずれも専門的知識と多くの経験を必要としており、それらのスキルを持つ人材の確保・育成が当社グループの経営上の重要な課題であります。今後の業容の拡大に向けて、専門性の高い人材の確保に努めるとともに、定期的な新卒の採用による若手人材の育成にも努めていく方針であります。

(5) 主要な事業内容 (2021年11月30日現在)

事業区分	事業内容
アセットマネジメント事業	ファンドに係るアセットマネジメント、投資顧問
インベストメントバンク事業	不動産投資、太陽光発電設備投資、証券投資、金融商品仲介

(6) 主要な営業所 (2021年11月30日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 子会社

(株) ファンドクリエーション	東京都千代田区
ファンドクリエーション・アール・エム(株)	東京都千代田区
F C I n v e s t m e n t L t d .	Cayman Islands

(7) 使用人の状況 (2021年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
アセットマネジメント事業	9名 (0名)	1名減 (-)
インベストメントバンク事業	9名 (0名)	2名増 (-)
全 社 (共 通)	8名 (0名)	1名減 (1名減)
合計	26名 (0名)	- (1名減)

(注) 使用人数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、派遣社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	-	46歳1ヶ月	5年6ヶ月

(注) 使用人数は当社グループからの兼務者を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年11月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	3百万円
株式会社西京銀行	100百万円
株式会社高知銀行	50百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年11月30日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 116,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 37,649,371株 |
| (3) 株主数 | 6,128名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
田 島 克 洋	14,052,400	37.34
有限会社 T's Holdings	4,800,000	12.75
アイザワ証券株式会社	1,980,000	5.26
松井証券株式会社	593,500	1.58
北村宗生	577,000	1.53
S M B C 日興証券株式会社	387,800	1.03
大塚忠彦	306,000	0.81
井上光子	284,500	0.76
島田英三	210,000	0.56
楽天証券株式会社	209,500	0.56

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（12,501株）を控除した株式数（37,636,870株）を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年11月30日現在)

会社における地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	田 島 克 洋	(株)ファンドクリエーション 代表取締役社長 上海創喜投資諮詢有限公司 董事 徳石忠源(上海)投資管理有限公司 副董事長 (株)リンクオリエント・インベストメント 代表取締役社長
取締役経営企画部長	阪 本 浩 司	(株)ファンドクリエーション 取締役 経営企画グループ長 上海創喜投資諮詢有限公司 董事長
社外取締役	佐 藤 貴 夫	東京簡易裁判所 民事調停委員 桜田通り総合法律事務所 弁護士 (株)トランスジェニック 社外監査役 (株)ファンドクリエーション 取締役
社外取締役	辻 敏 樹	(株)ファンドクリエーション 取締役
常勤監査役	立 石 則 章	(株)ファンドクリエーション 監査役 ファンドクリエーション・アール・エム(株) 監査役 (株)FCインベストメント・アドバイザーズ 監査役 上海創喜投資諮詢有限公司 監事 (株)リンクオリエント・インベストメント 監査役
社外監査役	神 谷 有 子	神谷有子税理士事務所 公認会計士
社外監査役	松 村 真 理 子	真和総合法律事務所 パートナー弁護士 明治ホールディングス(株) 社外取締役 (株)アダストリア 社外監査役

- (注) 1. 取締役佐藤貴夫氏及び取締役辻敏樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役神谷有子氏及び監査役松村真理子氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役立石則章氏及び監査役神谷有子氏は、以下のとおり財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役立石則章氏は、長年にわたり当社の管理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた豊富な経験を有しております。
 - ・監査役神谷有子氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役佐藤貴夫氏及び取締役辻敏樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月25日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、上記イの基本報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しない。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、役員報酬の総額について2010年2月25日開催の第1回定時株主総会の決議において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内とすることを決議しております。なお、当社は定款にて取締役の員数を6名以内、監査役の員数を5名以内と定めており、同決議日時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

③ 各会社役員の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当該事業年度においては、2021年2月25日開催の取締役会において各取締役の報酬等の額についての決定が代表取締役社長田島克洋氏に一任されております。当該委任を行う理由は、当社の業績内容、個々の役位や職責、企業価値向上への貢献度を総合的に勘案して、適時・適切な個人別報酬の内容を決定するためです。代表取締役は決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬の総額

区分	分	支給人員	支給額
取締役	役	4名	25百万円
監査役	役	3名	11百万円
合	計	7名	37百万円

(注) 上記取締役に支給した報酬には、当社の子会社が支給した使用人分給与相当額の総額12百万円が含まれておりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役とも法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤貴夫氏は、桜田通り総合法律事務所所属の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

監査役神谷有子氏は、神谷有子税理士事務所所属の公認会計士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

監査役松村眞理子氏は、真和総合法律事務所所属の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤貴夫氏は、(株)トランスジェニック社外監査役を兼職しております。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

監査役松村眞理子氏は、明治ホールディングス(株)の社外取締役及び(株)アダストリアの社外監査役を兼職しております。当社と両社との間に特別の利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況等	
取締役 佐藤貴夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 辻 敏樹	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。金融証券業界での経営に関する豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 神谷有子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、監査役会17回の全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては適宜必要な発言を行っております。
監査役 松村眞理子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席し、監査役会17回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては適宜必要な発言を行っております。

④ 報酬等の総額

区分	分	支 給 人 員	支 給 額
社 外 取 締 役		2名	330万円
社 外 監 査 役		2名	570万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 34百万円
- ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署からの報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り解任又は不再任とする方針であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年11月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	2,494	流動負債	737
現金及び預金	1,126	短期借入金	153
売掛金	29	1年内返済予定の長期借入金	33
未収入金	24	短期社債	250
有価証券	116	未払金	70
営業投資有価証券	339	未払法人税等	30
販売用不動産	380	賞与引当金	46
未成工事支出金	394	投資損失引当金	14
立替金	2	預り金	10
その他の	79	前受収益	11
固定資産	777	その他の	115
有形固定資産	426	固定負債	41
建物及び構築物	6	長期借入金	15
工具、器具及び備品	17	繰延税金負債	9
土地	402	その他の	17
無形固定資産	3	負債合計	778
その他の	3	純資産の部	
投資その他の資産	347	株主資本	2,433
投資有価証券	133	資本金	1,179
長期貸付金	125	資本剰余金	674
敷金及び保証金	57	利益剰余金	581
繰延税金資産	10	自己株式	△1
その他の	21	その他の包括利益累計額	60
繰延資産	4	その他有価証券評価差額金	59
開業費	4	為替換算調整勘定	0
資産合計	3,276	新株予約権	3
		非支配株主持分	0
		純資産合計	2,497
		負債・純資産合計	3,276

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年12月1日から)
(2021年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	2,195
売 上 原 価	1,412
売 上 総 利 益	782
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	565
営 業 利 益	216
営 業 外 受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	4
為 替 差 益	4
補 助 金 収 入 他	4
そ の 他	5
営 業 外 費 用	19
支 払 利 息	23
資 金 調 達 費 用	11
經 常 利 益	34
特 別 利 益	201
連 結 除 外 関 連 利 益	4
固 定 資 産 売 却 益	0
特 別 損 失	4
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1
そ の 他	0
1	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	204
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	61
法 人 税 等 調 整 額	△9
当 期 純 利 益	52
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	152
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	△0
	152

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	878	流動負債	466
現金及び預金	299	短期借入金	130
売掛金	1	1年内返済予定の長期借入金	33
未収入金	98	賞与引当金	7
営業投資有価証券	10	短期社債	250
前払費用	6	未払金	40
関係会社短期貸付金	460	未払費用	1
その他の	2	未払法人税等	4
固定資産	1,820	その他の	0
有形固定資産	4	固定負債	46
建物及び構築物	3	長期借入金	15
工具、器具及び備品	0	長期預り敷金	29
無形固定資産	3	その他の	1
その他の	3	負債合計	513
投資その他の資産	1,812	純資産の部	
関係会社株式	1,769	株主資本	2,181
出資金	5	資本金	1,179
関係会社長期貸付金	55	資本剰余金	657
敷金及び保証金	33	資本準備金	179
繰延税金資産	0	その他資本剰余金	478
貸倒引当金	△51	利益剰余金	345
資産合計	2,698	利益準備金	26
		その他利益剰余金	319
		繰越利益剰余金	319
		自己株式	△1
		新株予約権	3
		純資産合計	2,185
		負債・純資産合計	2,698

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年12月1日から)
(2021年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		168
営業総利益		168
販売費及び一般管理費		139
営業利益		29
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	0	
その他	1	2
営業外費用		
支払利息	2	2
経常利益		28
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	2	
その他	0	2
税引前当期純利益		26
法人税、住民税及び事業税	△19	
法人税等調整額	0	△19
当期純利益		45

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年1月27日

株式会社ファンドクリエーショングループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 充規 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンドクリエーショングループの2020年12月1日から2021年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年1月27日

株式会社ファンドクリエーショングループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 斎 藤 哲 
公認会計士 高 田 充 規 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンドクリエーショングループの2020年12月1日から2021年11月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこ^トとを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月28日

株式会社ファンドクリエーショングループ 監査役会
常勤監査役 立石則章 ㊞
監査役 神谷有子 ㊞
監査役 松村眞理子 ㊞

(注) 監査役神谷有子及び監査役松村眞理子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 都市センターホテル5階 オリオン
東京都千代田区平河町二丁目4番1号
TEL : (03) 3265-8211



交通ご案内

電車をご利用の場合は東京メトロ「永田町駅」、「麹町駅」、「赤坂見附駅」が便利です。

- ・東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」
4番・5番出口より徒歩4分、9b番出口より徒歩3分
※「永田町駅」からのアクセスは、5番出口方面の先にある9b番出口が便利です。ホテル前のプリンス通りに出られます。
- ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」
半蔵門方面1番出口より徒歩4分
- ・東京メトロ丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅」
D出口より徒歩8分
- ・JR中央線「四ツ谷駅」
麹町出口より徒歩14分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。